

政

令

成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十四号

成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 野田 聖子

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 加藤 勝信

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十五号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、二一八人	うち、一六人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、一五四人	うち、五一人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	二〇七人	
総務省	四、八一五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五三、四〇五人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八〇九人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、一四六八人	うち、一六七人は、特別職の職員の定員とする。

財務省	七一、六五一一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一二四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、六四八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二一、〇一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九四八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、四〇八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、一〇三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九〇七人	うち、二〇、八八〇人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、七四七人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇二二人	うち、五一人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八三四人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、九〇二人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、二、一八〇人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一一九人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、五八二人	
消費者庁	三四六八人	

附則

1 (施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 (定員の期間別の特例)

改正後の行政機関職員定員令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成三十年九月三十日まで	一四、一七七人	うち、五一人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成三十年九月三十日まで	四、八四六八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成三十年九月三十日までの間	五三、四三〇人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八二三人は、検察庁の職員の定員とする。

財務省	平成三十年九月三十日まで	七、六七九人	うち、一人は、特別職の職員とする。
文部科学省	平成三十年九月三十日まで	二、一五三人	うち、一人は、特別職の職員とする。
経済産業省	平成三十年九月三十日まで	七、九六八人	うち、一人は、特別職の職員とする。
国土交通省	平成三十年九月三十日まで	五八、四九〇人	うち、一人は、特別職の職員とする。

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十六号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十五人」を「六十六人」に改める。

第八条第三項中「九十人」を「八十九人」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を削る。

附則第七項中「九十人」を「八十九人」に、「八十八人」を「八十八人」に改め、同項を附則第五項とする。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十一号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第四十二号を第四十一号とし、第四十三号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改め、同条第八項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改める。

第十四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十八号

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「五人」を「六人」に、「四人」を「五人」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三